

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成22年1月22日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村 昌史

1. 業務概要

1) 業 務 名 平成22年度大分管内用地補償総合技術業務(電子入札対象案件)

2) 業務目的

本業務は、大分河川国道事務所が実施する道路事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、公共用地交渉等及びこれに関連する業務を総合的に行い、当該事業の用地取得の円滑な推進を図ることを目的とする。

3) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

(1) 概況ヒアリングに基づく権利者等に対する

面接及び協力依頼

100権利者

(2) 補償額算定書の照合

0件

(3) 公共用地交渉

100権利者

(4) 履行状況等の確認

50権利者

4) 履行期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

ただし、業務開始日は平成22年4月12日とするが、平成22年4月1日から平成22年4月12日までの間に開始可能となった場合は、協議するものとする。

5) 履行箇所

本業務においては、一般国道212号三光本耶馬溪道路(中津市三光及び同市本耶馬溪町)及び一般国道57号大野竹田道路(豊後大野市大野町及び同市朝地町並びに竹田市内)の権利者を対象とする予定である。

6) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

7) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

① 守秘性、中立・公平性を確保するための提案について

② 専門的技術力に基づき効率的に実施するための提案について

8) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

9) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 競争参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 九州地方整備局における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（※5.9）参照）
- 3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 「補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）」第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は総合補償部門以外の7部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は総合補償部門以外の7部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も4.4)により競争参加資格確認申請書を提出することができ、競争参加資格確認通知の日までに、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は総合補償部門以外の7部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。

- 6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしaについては、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記②のa又はbと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

7) 中立性・公平性に関する要件

本業務の履行箇所に係る被補償者との間において資本的・人的関係がないこと。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

- a 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。
- b 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

8) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。

9) 業務実施体制に関する要件

以下①②③すべての要件を満たすものとする。

- ① 九州地方整備局管内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する者であること。（※5. 9）参照）
- ② 本業務の円滑な執行に必要な人員として、契約成立時までに担当技術者1名以上、業務従事者1名以上配置できる者であること。
- ③ 入札参加者は、下記に示される業務について、平成12年度から平成21年度までに元請けとして完了又は完了を予定している業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。
・業務：国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人を含む。）以下同じ。）、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成20年10月1日付け国土用第43号）（以下「運用通知」という。）記1の別紙に定める全ての補償業務（用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務及び用地関係資料作成整理等業務を含む。）。

10) 配置予定主任担当者等に対する要件

(1) 配置予定主任担当者の資格等

① 配置予定主任担当者の設置

業務の履行をつかさどる者として、2. 10) (2) の条件を満たす配置予定担当技術者の中から、下記②、③の条件を満たす者1名を配置予定主任担当者として置かなければならない。

② 配置予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務等の実績

平成12年度から平成21年度までに元請けとして完了又は完了を予定している以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

・同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知の記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務及び総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

・類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知の記1の別紙に定める全ての補償業務（用地関係資料作成整理等業務を含む。同種業務を除く。）。

③ 手持ち業務量

平成22年4月1日時点の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が1億円未満かつ10件未満であること。（但し、契約金額が500万円以上の業務に限る。）ただし、平成22年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契件数を10件未満から5件未満に読み替える。その上で、配置予定主任担当者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成19年11月5日付け国九整契第341号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額で1億円未満、件数で10件未満（平成22年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下のⅠからⅣまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- Ⅰ 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- Ⅱ 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- Ⅲ 当該主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- Ⅳ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、主任担当者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

(2) 配置予定担当技術者の資格等

配置予定担当技術者については下記①～③に示す条件を全て満たす者であること。

① 次のいずれかの資格等を有する者

- ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）」第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- ・実施規程第3条に掲げる総合補償部門以外の7部門全てにおいて実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、かつ、公共用地取得に関する補償業務について5年以上の指導監督の実務経験（※1）を有する者。

② 本業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がない者（※2）。

③ 本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係（※3）があること。

※1 行政機関等の職員時の経験にあつては、運用通知記2（4）の定義による経験とする。

民間コンサルタントでの経験にあつては、用地調査等共通仕様書第2条第5号の主任担当者、用地補償技術補助業務委託共通仕様書第2条第3号の管理技術者及び用地補償総合技術業務共通仕様書第2条第6号の担当技術者の定義による経験とする。

※2 配置予定担当技術者自身が、被補償者でないこと、及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

※3 配置予定担当技術者と参加表明者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、在籍出向者、派遣社員は直接的雇用関係にあるとはいえない。

(3) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については下記a～cに示す条件を全て満たす者であること。

- a 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験（※1）を有する者。
- b 本業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がない者（※2）。
- c 本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係（※3）があること。

※1 行政機関等の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わ

ない。ただし、民間コンサルタントにあつては、請負業務（元請け業務に限る）に直接従事した期間の積み上げとする。

※2 配置予定業務従事者自身が、被補償者でないこと、及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

※3 配置予定業務従事者と参加表明者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、在籍出向者、派遣社員は直接的雇用関係にあるとはいえない。

1 1) 技術資料の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術資料等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

1) 落札者の決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

(3) 上記において、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

2) 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の配分点は30点とする。

(3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定主任担当者の経験及び能力

② 実施方針

③ 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

(4) 技術評価点における評価基準 ※詳細は入札説明書による

① 予定主任担当者

- ・ 資格
- ・ 専門技術力（同種又は類似業務の内容）
- ・ 情報収集力

② 実施方針

- ・ 業務理解度
- ・ 実施体制

③ 評価テーマに対する技術提案

- ・ 整合性
- ・ 的確性
- ・ 実現性

(5) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記(4)の①、②、③により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番7-1号

九州地方整備局 大分河川国道事務所 経理課 契約係

電話 097-546-1319

FAX 097-546-4149

2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システム又は九州地方整備局のホームページから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、上記1)の担当部局でも交付する。

入手方法：

① 電子入札システムにより入手

運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/download/>

② ホームページによる入手

九州地方整備局ホームページの「専門的な情報／入札・契約情報／平成22年度行政補助業務（発注者支援業務等）」で入手可能（アドレス <http://www.qsr.mlit.go.jp/>）

③ 交付の担当部局

上記1)に電話又はFAXにより申し込むこと。ただし、FAXによる場合は、着信確認を行うこと。

a 申し込み先：上記1)と同じ。

b 受付期間：平成22年1月22日（金）から平成22年3月16日（火）までのうち、
閉庁日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

c 受付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記

1) へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。(窓口業務は行わない。)

3) 競争参加資格確認申請書を提出できる者の範囲

競争参加資格確認申請書を提出する時において、上記2.2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。(※5.9)参照)

4) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

平成22年1月22日(金)から平成22年2月9日(火)17時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が3MBを超える場合は、持参又は郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着。)すること。発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成22年2月9日(火)17時00分までに上記1)に必着とする。

5) ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う。

①実施場所：九州地方整備局大分河川国道事務所

②実施期間：平成22年2月22日(月)～平成22年2月26日(金)

③ヒアリングの時間、留意事項は別途通知する。

④出席者：配置予定主任担当者

(2) ヒアリングでは技術資料に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

①配置予定主任担当者の経歴について

②配置予定主任担当者の業務実績について

③取り組み姿勢(業務の着眼点・実施方針)について

④評価テーマについて

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

6) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成22年3月8日(月)を予定する。

7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成22年3月16日(火)17時00分

・紙により持参の場合は、平成22年3月16日(火)17時00分

・開札は、平成22年3月17日(水) 10時15分

〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番71号

九州地方整備局大分河川国道事務所入札室にて行う。

5. その他

1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者

のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4) 手続における交渉の有無 無。

5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

6) 関連情報を入手するための照会窓口 4. 1) に同じ。

7) 本案件は、提出資料を入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

8) 本業務にかかる落札及び契約締結は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみを契約とする。

9) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出していない場合も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、その者が競争参加資格のある者として選定されるためには競争参加資格確認申請書の提出期限において当該参加資格申請書を提出していなければならない。なお、平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を平成22年4月1日までに認定されていない場合は、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札を無効とする。

10) 本案件は、一般競争方式である。入札情報サービス（PPI）システムにおいて一般競争入札の登録が出来ないため公募型競争入札を代用している。

11) 詳細は入札説明書による。

平成22年度 大分管内用地補償総合技術業務説明書

九州地方整備局大分河川国道事務所の道路事業に必要な土地等の取得及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、公共用地交渉等及びこれに関連する業務に係わる入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

1. 公告日 平成22年1月22日(金)

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村 昌史
大分県大分市西大道一丁目1番71号

3. 業務概要

1) 業務名 平成22年度大分管内用地補償総合技術業務(電子入札対象案件)

2) 業務目的

本業務は、大分河川国道事務所が実施する道路事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、公共用地交渉等及びこれに関連する業務を総合的にを行い、当該事業の用地取得の円滑な推進を図ることを目的とする。

3) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

(1) 概況ヒアリングに基づく権利者等に対する

面接及び協力依頼 100権利者

(2) 補償額算定書の照合 0件

(3) 公共用地交渉 100権利者

(4) 履行状況等の確認 50権利者

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示すとおりである。

① 守秘性、中立・公平性を確保するための提案について

② 専門的技術力に基づき効率的に実施するための提案について

4) 履行期間 履行期間は以下のとおり予定している。

平成22年4月1日～平成23年3月31日

ただし、業務開始日は平成22年4月12日とするが、平成22年4月1日から平成22年4月12日までの間に開始可能となった場合は、協議するものとする。

5) 履行箇所

本業務においては、一般国道212号三光本耶馬溪道路(中津市三光及び同市本耶馬溪町)及び一般国道57号大野竹田道路(豊後大野市大野町及び同市朝地町並びに竹田市内)の権利者を対象とする予定である。

6) 本業務の適用仕様書は、用地補償総合技術業務共通仕様書によるものとし、発注業務の詳細な仕様は

用地補償総合技術業務特記仕様書によるものとする。なお、成果品はこれら仕様書において定めるものとする。

7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

8) 本業務は資料（技術資料を除く）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を分任支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。なお、様式1の提出先は4.に同じ。

9) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

4. 担当部局

九州地方整備局大分河川国道事務所経理課契約係

住所 〒870-0820

大分県大分市西大道一丁目1番71号

TEL 097-546-1319

FAX 097-546-4149

5. 競争参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 九州地方整備局における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（※23.13）参照）
- 3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 「補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）」第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は総合補償部門以外の7部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は総合補償部門以外の7部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も6.により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争参加資格確認通知の日までに、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は総合補償部門以外の7部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。

- 6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更

生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記②の a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

7) 中立性・公平性に関する要件

本業務の履行箇所に係る被補償者との間において資本的・人的関係がないこと。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

- a 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。
- b 競争参加資格確認申請書の提出者自身が被補償者でないこと及び競争参加資格確認申請書の提出者の役員が被補償者でないこと又は競争参加資格確認申請書の提出者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

8) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。

9) 業務実施体制に関する要件

以下①②③すべての要件を満たすものとする。

- ① 九州地方整備局管内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する者であること。（※23.13）参照）
- ② 本業務の円滑な執行に必要な人員として、契約成立時までに担当技術者1名以上、業務従事者1名以上配置できる者であること。
- ③ 入札参加者は、下記に示される業務について、平成12年度から平成21年度までに元請けとして完了又は完了を予定している業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。
・業務：国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人を含む。）以下同じ。）、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の1に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成20年10月1日付け国土用第43号）（以下「運用通知」という。）記1の別紙に定める全ての補償業務（用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務及び用地関係資料作成整理等業務を含む。）。

10) 配置予定主任担当者等に対する要件

(1) 配置予定主任担当者の資格等

① 配置予定主任担当者の設置

業務の履行をつかさどる者として、5.10)(2)の条件を満たす配置予定担当技術者の中から、下記②、③の条件を満たす者1名を配置予定主任担当者として置かなければならない。

② 配置予定主任担当者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

平成12年度から平成21年度までに元請けとして完了又は完了を予定している以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- ・同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知の記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務及び総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。
- ・類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、その他土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知の記1の別紙に定める全ての補償業務（用地関係資料作成整理等業務を含む。同種業務を除く。）。

③ 手持ち業務量

平成22年4月1日時点の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が1億円未満かつ10件未満であること。（但し、契約金額が500万円以上の業務に限る。）ただし、平成22年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契件数を10件未満から5件未満に読み替える。その上で、配置予定主任担当者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成19年11月5日付け国九整契第341号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額で1億円未満、件数で10件未満（平成22年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- I 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- II 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- III 当該主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- IV 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、主任担当者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

(2) 配置予定担当技術者の資格等

配置予定担当技術者については下記①～③に示す条件を全て満たす者であること。

① 次のいずれかの資格等を有する者

- ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）」第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

・実施規程第3条に掲げる総合補償部門以外の7部門全てにおいて実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、かつ、公共用地取得に関する補償業務について5年以上の指導監督的実務経験(※1)を有する者。

② 本業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がない者(※2)。

③ 本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係(※3)があること。

※1 行政機関等の職員時の経験にあつては運用通知記2(4)の定義による経験とする。民間コンサルタントでの経験にあつては、用地調査等共通仕様書第2条第5号の主任担当者、用地補償技術補助業務委託共通仕様書第2条第3号の管理技術者及び用地補償総合技術業務共通仕様書第2条第6号の担当技術者の定義による経験とする。

※2 配置予定担当技術者自身が、被補償者でないこと、及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

※3 配置予定担当技術者と参加表明者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、在籍出向者、派遣社員は直接的雇用関係にあるとはいえない。

(3) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については下記a～cに示す条件を全て満たす者であること。

a 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験(※1)を有する者。

b 本業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がない者(※2)。

c 本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係(※3)があること。

※1 行政機関等の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。ただし、民間コンサルタントにあつては、請負業務(元請け業務に限る)に直接従事した期間の積み上げとする。

※2 配置予定業務従事者自身が、被補償者でないこと、及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

※3 配置予定業務従事者と参加表明者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、在籍出向者、派遣社員は直接的雇用関係にあるとはいえない。

1 1) 技術資料の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術資料等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

6. 競争参加資格確認申請書の提出等

本競争の参加希望者は、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出しなければならない。

分任支出負担行為担当官は、競争参加資格確認申請書を提出した者の中から競争入札に参加する者を電子入札システムにより通知する。ただし、書面により競争参加資格確認申請書を提出した場合は、書面で通知する。

なお、競争参加資格確認申請書を提出することができる者は、競争参加資格確認申請書を提出する時に、5.2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とし、提出期間内に競争参加資格確認申請書が提出場所に到達しなかった場合は、本競争に参加することはできない。

1) 提出方法

(1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合、または発注者が郵送または持参での提出を求めた場合、郵送（書留郵便等に限る。）または、持参によるものとする。

(2) 発注者の承諾を得て紙入札方式により提出する場合。

郵送（書留郵便等に限る。）または、持参によるものとする。

2) 電子入札システムで提出する場合の注意事項：

電子入札システムにより提出する場合は、配布された様式で作成するものとし、必要な書類は、MS-WORD2002（拡張子：*.doc）、一太郎13（拡張子：*.jw、*.jw、*.jfw、*.jtd）、Excel2002、PDF形式で作成すること（複数のファイルで提出可。）。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。各種ファイルを圧縮（LZH形式に限る。）したものを提出可能である。

また、3MBまでのファイルを添付できるようになっているが、ファイル容量が3MBを超える場合は、全ての書類を郵送（書留郵便等に限る。）もしくは持参により提出すること。この場合、必要書類1式を郵送または持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に「『〇〇業務』に係る競争参加資格確認申請書資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面を送信すること。

(1) 郵送（持参）する旨の表示

(2) 郵送（持参）する書類の目録

(3) 郵送（持参）する書類のページ数

(4) 発送（持参）年月日

3) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参により提出する。紙入札方式で参加しようとする場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を発注者に提出し、承諾を得なければならない。この場合、書面を持参または郵送（書留郵便等に限る）により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。なお、九州地方整備局の入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ（<http://www.qsr.mlit.go.jp/>）の入札・契約情報よりダウンロードできる。

4) 提出先：4.に同じ。

5) 提出期限：平成22年2月9日（火）17時00分まで

7. 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

1) 競争参加資格確認申請書内容の留意事項

競争参加確認申請書について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、競争参加確認申請書の様式は、別添-1の様式1～10（A4版）に示されるとおりである。

記載事項等	内容に関する留意事項
一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し	・平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書の様式①-1及び様式①-2の写しを提出すること。
企業の業務実績	・入札参加者の提出者が過去に受託した「業務」の実績について記載する。

	・記載する業務は平成１２年度から平成２１年度までに完了又は完了を予定している業務とする。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の業務は実績として認めない。 ・記載する業務数は、１件とする。 ・記載業務については、契約実績を確認できる契約書の写し及び業務の内容が確認できる「成果品一覧表」等の写しを必ず添付すること。 ・業務の実績として記載した業務に関わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。 ・記載様式は様式－２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１枚以内に記載する。
中立性・公平性に関する状況	・経営陣の組織体制名簿を提出すること。（記載様式は様式－３とする。） ・入札参加者の競争参加資格確認申請書作成時点の経営組織体制について、役職、氏名、年齢を記載する。 ・記載の対象者は、取締役等の会社経営の権限を有するもの全てとする。 ・また、本業務の対象箇所に係る被補償者との間において資金的・人的関係がないことを代表者の誓約書にて提出すること。（記載様式等は自由。）
守秘義務に関する状況	・守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則が社則などに明記されていることがわかる資料を提出すること。 ・記載様式等は自由。
業務拠点の所在地	・入札参加者は、九州地方整備局管内の業務拠点を示す資料を提出すること。 ・記載様式等は自由。
業務実施体制	・配置予定の主任担当者、担当技術者、業務従事者を記載する。 ・予定技術者は、担当技術者：最大５名（うち、１名主任担当者）、業務従事者：最大５名、まで記載（申請）できることとし、実際に技術者を配置する場合は、記載（申請）のある予定技術者とする。 ・記載様式は様式－４とする。
事故及び不誠実な行為	・下記の期間に、本業務公示日が含まれるかを記載する。 ①指名停止 ・九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間（※１）」を加えた期間。 ・九州７県（※２）の地方公共団体による「指名停止」の期間。 ②書面による警告・注意 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意」の通知日を含む１ヶ月間。 ・九州７県（※２）の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む１ヶ月間。 ※１ 指名停止期間が１ヶ月に満たない場合は「１ヶ月」とする。 ※２ 九州７県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。 注） 地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それぞれに係る措置のみとする。

	・記載様式は様式－10とする。
配置予定技術者の資格及び経歴等	・配置予定の主任担当者、担当技術者及び業務従事者について、保有資格、経歴等を記載する。 ・保有資格の資格者証の写しを添付すること。 ・入札参加者と直接的雇用関係を有する証明として、社員証または健康保険証等の写しを必ず添付すること。（この証明に不必要な事項又は個人情報に黒塗りすること） ・在籍出向契約を結び業務を行っている場合も、実績としてよい。ただし、この場合は、在籍出向先との契約書等、業務実績の確認ができる資料を必ず添付すること。 ・発注者としての実務経験も、実績としてよい。ただし、実績が確認できる資料（官署等の証明書等）を必ず添付すること。 ・配置予定主任担当者及び配置予定担当技術者は、公共用地取得に関する補償業務についての指導監督的実務経験通算期間で5年以上の実務経験が確認できるように記載すること。 ・配置予定業務従事者は、公共用地取得に関する補償業務について満3年以上の実務経験が確認できるように記載すること。 ・配置予定主任担当者の業務執行技術力における「業務」の実績について記載する業務は、平成12年度から平成21年度までに完了又は完了を予定している業務とし、記載する業務数は1件とする。 ・配置予定主任担当者の地域精通度における「当該事務所周辺での業務」の実績について記載する業務は、発注者の別に関わらず、当該地域で受託した平成12年度から平成21年度までに完了又は完了を予定している業務とし、記載する業務数は1件とする。 ・記載業務については、契約実績を確認できる契約書の写し及び業務の内容が確認できる「成果品一覧表」等の写しを必ず添付すること。 ・記載様式は様式－5、6とする。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務実績	・配置予定の主任担当者が過去に従事した「業務」の実績について記載する。なお、業務は、10.(1)②と同様とする。 ・記載する業務は平成12年度から平成21年度までに完了又は完了を予定している業務とする。 ・記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。 ・記載様式は様式－7とし、図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者1名につきA4版1枚以内に記載する。
実施方針	・業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－8とし、A4版1枚以内に記載する。
評価テーマに対する技術提案	・入札公告の1.7)に示した、評価テーマに対する取組方法を具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認め

ない。

・記載様式は様式－９とし、１テーマにつきＡ４版１枚以内に記載する。

２）その他

競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先

４．に同じ。

８．競争参加資格確認の通知及び理由の説明

競争参加資格の有無の通知は平成２２年３月８日（月）を予定する。

あわせて、技術提案された内容について採用するものについて通知する。

１）競争参加資格確認申請書を提出した者のうち競争参加資格がないものに対して、競争参加資格がなかった旨及び競争参加資格がない理由を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては書面により通知する。

２）競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がない理由について、次に従い説明を求めることができる。（様式は自由）

①提出期限：競争参加資格がなかった旨の通知をした日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の１７時００分。

②提出場所：４に同じ。

③提出方法：書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る）することにより提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

３）分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

９．競争参加資格確認申請書及び積算基準資料等に対する質問の受付及び回答

１）競争参加資格確認申請書及び積算基準資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

（１）受領期間：①競争参加資格確認申請書に関する質問

平成２２年１月２５日（月）から平成２２年１月２８日（木）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時００分から１７時００分まで

②積算基準資料等に関する質問

平成２２年１月２５日（月）から平成２２年３月５日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時００分から１７時００分まで

２）提出場所：４．に同じ。

３）提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、書面を持参し、又は郵便（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）により提出することもできる。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問事項のみを記入するものとし、質問書に会社名（過去に受注した具体的な業務名等の

記載により、業者名が類推される場合も含む。)、連絡先等は一切記入しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に質問者に対して電子入札システムにより回答する。ただし、書面により説明を求めた者には、書面により回答する。そのほか下記のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所: 4. に同じ。

(2) 閲覧期間: 回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

10. 総合評価落札方式に関する事項

1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち下記2) 総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

(3) 上記において、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

2) 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。なお、価格評価点の配分点の満点は30点とする。

価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

(3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定主任担当者の経験及び能力

② 実施方針

③ 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

(4) 技術評価点における評価基準

① 予定主任担当者

- ・ 資格
- ・ 専門技術力（同種又は類似業務の内容）
- ・ 情報収集力

② 実施方針

- ・ 業務理解度
- ・ 実施体制

③ 評価テーマに対する技術提案

- ・ 整合性
- ・ 的確性
- ・ 実現性

(5) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記(4)①、②、③により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

3) 技術評価の得点を算出するための基準

技術資料の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目		評価の着目点			評価のウエイト	
		判断基準				
予定主任担当者の経験及び能力	配置予定主任担当者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	下記のいずれかの資格を有する者 ・ 補償業務管理者（総合補償部門） ・ 補償業務管理士（総合補償部門） ・ 補償業務管理士（総合補償部門を除く7部門） かつ、公共用地取得に関する補償業務について5年以上の指導監督の実務経験を有する者	5	15
		専門技術力	同種又は類似業務等の実績の内容	平成12年度から平成21年度までに完了又は完了を予定している業務について、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績が2件以上ある。 ③類似業務の実績がある。 なお、上記以外は加点しない。	①-5 ②-3 ③-1	
		情報収集力	当該事務所・周辺での業務実績の有無	平成12年度から平成21年度までに完了又は完了を予定している業務について、下記の順位で評価する。 ①大分河川国道事務所管内での業務実績がある。（本業務において、管内とは、大分県内を言う。） ②九州地方整備局管内での業務実績がある。 なお、上記以外は加点しない。	①-5 ②-3	

			小 計	15
実施方針	業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5
	実施体制		配置予定技術者の経験、資格、人員、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対して的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。	10
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマの整合性	評価テーマ間の整合性が高い場合に優位に評価する。	10
	評価テーマ1	本業務における守秘性、中立・公平性を確保するための提案について	守秘性、中立性・公平性における留意点を十分に理解し、その対応策が適切な場合に優位に評価する。	10
		実現性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
	評価テーマ2	本業務における専門的技術力に基づき効率的に実施するための提案について	専門的技術力について留意点を十分に理解し短期間に業務を遂行するための対応策、履行体制の確保について示されている場合に優位に評価する。	10
		実現性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
				50
			小 計	65
			合 計	80

※ 評価テーマに関して記載のない場合または不適切な場合（本業務に関わる諸基準に関する専門的知識がない等）は評価しない場合がある。

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価のウェイト
技術提案書提出者（企業）の指名停止等の措置状況	事故及び不誠実な行為	・ 下記の期間に本業務の公示日が含まれる場合には評価を減ずる。 ①指名停止 ・ 九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間（※1）」を加えた期間。 ・ 九州7県（※2）の地方公共団体による「指名停	

		止」の期間。 ②書面による警告・注意 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間。 ・九州7県（※2）の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間。 ※1 指名停止期間が1ヶ月に満たない場合は「1ヶ月」とする。 ※2 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。 注）地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それぞれに係る措置のみとする。	①－8 ②－4
--	--	--	------------

4) 技術資料に基づく業務

技術提案について、採用した提案内容を契約書特約事項として添付された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

11. ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

①実施場所：九州地方整備局大分河川国道事務所

②実施期間：平成22年2月22日（月）～平成22年2月26日（金）を予定している。

③ヒアリングの時間、留意事項は別途通知する。

④出席者：配置予定主任担当者

2) ヒアリングでは技術資料に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

①配置予定主任担当者の経歴について

②配置予定主任担当者の業務実績について

③専門技術力の確認について（損失補償基準、用地調査等共通仕様書等に関する専門的知識、その他用地補償に関連する法令等に関する基礎知識について）

④実施方針等について

⑤評価テーマについて

3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

4) 提出される技術資料等において内容が殆ど記載されていない、又は提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。

12. 入札及び開札の日時並びに開札の場所

1) 締切日時

入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

①電子入札システムによる入札締め切りは、平成22年3月16日（火）17時00分

②紙により持参の場合は、平成22年3月16日（火）17時00分

2) 開札日時

平成22年3月17日（水）10時15分。

3) 場所

〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番71号

九州地方整備局大分河川国道事務所入札室

13. 入札方法等

1) 入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札を認められた者は入札書を持参することもできる。FAX・郵送による入札は認めない。

2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

15. 開札

開札は電子入札システムによるものとし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退した者として取り扱われる。

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊九州地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時に於いて5.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17. 総合評価落札方式における非落札の理由

総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、次により当職に対して非落札理由について説明を求めることができる。

(1)提出場所：4.に同じ。

(2)提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、当職の承諾を得た場合は、紙により提出場所に持参するものとする。

(3)当職からの回答：説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により説明を求めた場合については書面により回答を行う。

18. 手続における交渉の有無 無

19. 契約書作成の可否等

別冊契約書（案）により契約書を作成するものとする。なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

20. 支払条件

別冊契約書（案）のとおり。

21. 再苦情申立

8. 3）及び17. (3)の回答に不服がある者は、当該回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、九州地方整備局長に対して、再苦情の申立を行うことができる。当該再苦情の申立については、入札監視委員会が審議を行う。

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第二合同庁舎7階）
国土交通省九州地方整備局入札監視委員会事務局
担当：主任監査官（内線2114）・総務部契約課（内線2546）
電話：092-471-6331（代）
（受付時間：休日を除く 毎日 9時30分～17時00分）

22. 関連情報を入手するための照会窓口

4. に同じ。

23. その他

1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2) 本業務の積算基準については、下記にて閲覧可能。

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第二合同庁舎7階）
国土交通省九州地方整備局総務部総務課情報公開室
電話：092-471-6331（代）
（受付時間：休日を除く 毎日 9時30分～17時00分）

3) 入札参加者は、別冊九州地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、九州地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

4) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

5) 競争参加資格確認申請書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

- 6) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された競争参加資格確認申請書は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 7) 競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として競争参加確認申請書に記載した内容の変更を認めない。また、競争参加確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 電子入札システムは閉庁日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- 電子入札施設管理センターホームページアドレス<http://www.e-biso.go.jp>
- 9) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。
- 「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-biso.go.jp>
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
各民間認証局に問い合わせること。ただし、参加表明書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、4.へ連絡すること。
- 11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・ 競争参加資格確認申請書受付表（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
 - ・ 辞退届受付票
 - ・ 日時変更通知書
 - ・ 入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
 - ・ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 決定通知書
 - ・ 保留通知書
 - ・ 取止め通知書
- 12) 本業務にかかる落札及び契約締結は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。↓
- 13) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に

係る一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出していない場合も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、その者が競争参加資格のある者として選定されるためには競争参加資格確認申請書の提出期限において当該参加資格申請書を提出していなければならない。なお、平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を平成22年4月1日までに認定されていない場合は、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札を無効とする。

5. 9) ①の支店等営業所の登録を行っていない場合も同様である。

- 14) 本業務における予定価格の作成にあたっては、平成21年度労務単価を適用する予定である。なお平成22年度労務単価が改訂されても変更は行わないものとする。ただし、開札日7日前時点までに、平成22年度労務単価が策定され公表された場合は、平成22年度労務単価を適用する。
- 15) 本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示遵がなされることを条件とするものである。

別添－１ 参加表明書標準例（補償コンサルタント業務の場合）

（様式－１）

競争参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

国土交通省 九州地方整備局 〇〇〇〇〇〇事務所
所 長 〇〇 〇〇 殿

提出者）	住 所				
	電話番号				
	F A X				
	会社名	〇〇〇			
	代表者	役職名	氏名	印	
作成者）	担当部署				
	氏名				
	F A X				

業務の名称

〇〇業務

平成〇年〇月〇日付けで手続き開始の公告のありました〇〇業務に係る一般競争入札の参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第９８条において準用する予決令、第７０条の規定に該当する者ではないこと並びに本申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

・企業の業務の実績

会社名 ()

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注：１．発注機関名は、国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所、〇〇県〇〇事務所等がわかるよう記述すること。

２．記載業務については、契約実績を確認できる契約書の写し及び業務の内容が確認できる「成果品一覧表」等の写しを添付すること。

３．業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

(様式－３)

・経営陣の組織体制名簿

(組織体制名簿の作成日：平成〇〇年〇月〇日)

会社名 ()

番号	役 職	氏 名	年 齢

注：１．取締役等会社経営の権限を有する方を全て記入すること。

・業務実施体制

会社名 ()

	予定技術者名	所属・役職
主任担当者	1)	
担当技術者	1) 2) 3) 4) 5)	
業務従事者	1) 2) 3) 4) 5)	

注：１．氏名にはふりがなをふること。

２．記載した予定技術者分の様式－５、６、７が必要である。

・配置予定主任担当者（担当技術者）の資格及び経歴等

ふりがな				
①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格（※資格証の写しを添付すること）				
補償業務管理士（土地調査部門）		・登録番号：	・取得年月日：	
（土地評価部門）		・登録番号：	・取得年月日：	
（物件部門）		・登録番号：	・取得年月日：	
（機械工作物部門）		・登録番号：	・取得年月日：	
（営業補償		・登録番号：	・取得年月日：	
・特殊補償部門）				
（事業損失部門）		・登録番号：	・取得年月日：	
（補償関連部門）		・登録番号：	・取得年月日：	
（総合補償部門）		・登録番号：	・取得年月日：	
⑤同種又は類似業務の実績				
業務分類	業務名	業務概要	発注機関名	履行期間
		（技術者として従事）		
⑥公共用地取得に関する補償業務についての実務経験（民間）				
業務分類	業務名	業務概要	発注機関	履行期間
		（技術者として従事）		
		（技術者として従事）		
			通算期間計	年
⑦公共用地取得に関する補償業務についての実務経験（発注者として）				
官署名		所属部署名	役職名	在籍期間
			通算期間計	年
⑧公共用地取得に関する補償業務について指導的監督的実務経験（民間）				
※用地調査等業務の主任担当者として（直近の順に記入）				
業務分類	業務名	業務概要	発注機関	履行期間
			通算期間計	年
⑨公共用地取得に関する補償業務について指導的監督的実務経験（発注者として）				
官署名		所属部署名	役職名	在籍期間
			通算期間計	年
⑩当該事務所周辺での業務実績同種又は類似業務の実績				
地域（県名・市町村名）		業務名	発注機関名	履行期間
⑪手持業務の状況（平成22年4月1日現在）				
主任担当者又は担当技術者となっている契約額500万円以上の業務【ただし、国土交通省発注業務において、調査基準価格を下回る額で落札した業務は、業務名の先頭に				

【低】を付して記載すること。】

業務名	発注機関	履行期間	契約金額

- 注：1. 当様式は、配置予定主任担当者・担当技術者に関する様式であるため、配置予定主任担当者・担当技術者のいずれかがわかる旨頭書きを修正すること。
2. 業務分類には、同種又は類似業務を示しておく。
3. 発注機関名は、国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所、〇〇県〇〇事務所等がわかるよう記述すること。
4. 配置予定主任担当者については、雇用経歴（経過年数）が証明できる社員証または健康保険証等の写しを添付すること。
（この証明に不必要な事項又は個人情報等は黒塗りすること）
5. 記載業務については、契約実績を確認できる契約書の写し及び業務の内容が確認できる「成果品一覧表」等の写しを添付すること。

・配置予定業務従事者の資格及び経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格（※資格証の写しを添付すること）			
測量士		・登録番号等：	・取得等年月日：
〇〇建築士		・登録番号等：	・取得等年月日：
補償業務管理士		・登録番号等：	・取得等年月日：
その他の資格（ ）			
⑤公共用地取得に関する補償業務についての実務経験（民間）			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
	（ 技術者として従事）		
	（ 技術者として従事）		
	（ 技術者として従事）		
	（ 技術者として従事）		
		通算期間計 年	
⑥公共用地取得に関する補償業務についての実務経験（発注者として）			
官署名	所属部署名	役職名	在籍期間
		通算期間計 年	

注：1. 発注機関名は、国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所、〇〇県〇〇事務所等がわかるよう記述すること。

2. 記載業務については、契約実績を確認できる契約書の写し及び業務の内容が確認できる「成果品一覧表」等の写しを添付すること。

・配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績

主任担当者（氏名）

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注：1. 業務分類には、同種又は類似業務を示しておく。

2. 発注機関名は、国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所、〇〇県〇〇事務所等がわかるよう記述すること。

3. 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

・業務の実施方針

会社名 ()

業務の実施方針

・評価テーマに対する技術提案

会社名 ()

評価テーマ1：守秘性、中立・公平性を確保するための提案について

・評価テーマに対する技術提案

会社名 ()

評価テーマ２：専門的技術力に基づき効率的に実施するための提案について

・事故及び不誠実な行為による措置状況の申請

措置機関 ※１	
措置内容 ※２	指名停止 ・ 書面による警告・注意
措置対象期間 ※３	平成〇〇年〇月〇日 ～ 平成〇〇年〇月〇日

※１．措置機関は、九州地方整備局または九州７県の地方公共団体名を記載すること。

なお、九州７県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の７地方公共団体。他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人又は公益民間企業等は対象外とする。

※２．措置内容を記載すること。

※３．措置内容が「指名停止」の場合は、指名停止の期間を記載すること。「文書注意」「文書警告」の場合は、通知を受けた期日を記載すること。措置機関が地方公共団体の場合は、地方公共団体が自ら発注した業務に係わる措置のみとする。当該地方公共団体発注業務に関係しない措置については、記載は不要です。

※４．※２で記載した措置内容について、通知文書の写しを添付すること。

※５．当該申請書に記載が無く、落札・契約後に指名停止措置等を受けている企業であることが判明した場合は、契約予定の相手方となっても、契約を締結しない段階においては、当該落札を無効として指名停止等の措置要領により措置を行う。また、契約締結後判明した場合は指名停止等の措置要領により措置を行う。

※本業務の公告日に下記の減点対象期間がかかる場合に本様式に記載して提出して下さい。

減点対象となる措置内容	減点対象期間
九州地方整備局の「指名停止」	指名停止の期間に「指名停止期間と同期間（※）」を加えた期間 ※ただし、指名停止期間が１ヶ月に満たない場合は「１ヶ月」とする。
九州地方整備局の「書面による警告・注意」	通知日を含む１ヶ月間
九州７県の地方公共団体の「指名停止」	指名停止の期間
九州７県の地方公共団体の「書面による警告・注意」	通知日を含む１ヶ月間